

〔事案 2025-109〕 契約内容変更請求

・令和 8 年 4 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の案内が不適切であったことを理由に、契約を遡って払済保険へ変更したうえでの生存保険金の支払いおよび主契約分の保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 9 月に契約した終身保険について、令和 2 年 8 月に主契約の保険料払込期間満了を迎えた。令和 5 年 8 月頃、申立人の配偶者が、相手方との間で契約している自身の生命保険契約を払済保険へ変更し、これに伴う生存保険金を受領したため、本契約についても同様に保険料払込満了までの間に払済保険へと変更することで生存保険金を受領し、保険料支払いを回避することができたのではないかと考えるに至ったが、保険料払込期間が満了していたため、払済保険へ変更することができなかった。しかし、以下の理由により、本契約を平成 26 年時点に遡って払済保険へと変更したうえで払済保険への変更に伴う生存保険金の支払いおよび当該変更時点以降に支払った本契約の主契約分の保険料の返還を求める。また、損害賠償の支払いを求める。

- (1) 契約時およびその後の通知等において、支払った保険料の超過支払分が返金される仕組みについて説明がされていない。そのため、合理的な選択の権利を行使できず不合理な不利益を被った。本契約の約款では、払済保険の保険金額が、原保険契約の死亡保険金額を超えるときは、その超過分により生存保険金額が定められ、原保険契約の保険料払込期間満了時に生存していたときに保険契約者に支払う旨明記されている。ここにいう「原保険契約」とは主契約のみを指すと考えられるから、そうすると、平成 26 年時点における払済保険金額は主契約の保険金額を上回っており、特約を解約しなくとも生存保険金を受領できたとも考えられる。
- (2) 保険会社から交付されたお知らせ等では払済保険に変更すると保険金額は小さくなるとの一面的な説明しかないが、実際には大きくなる場合がある。その場合、生存保険金として返金され保険料負担が適正化されるが、お知らせ等の説明はこの重要な点の記載がなく、誤った認識を与えるものである。
- (3) 累計保険料や解約払戻金等の推移表は契約者にとって不可欠な情報であるが、保険会社にその作成・提示を求めても頑なに拒否された。
- (4) 払済保険への変更及び生存保険金制度について保険会社から適切な説明がなされていれば、払済保険への変更を選択し、以後の保険料支払を回避し、かつ、生存保険金を受領できたにもかかわらず、当該説明がなされなかった結果、申立人は払込期間満了までの保険料を支払い続けることとなった。
- (5) 過去、保険会社との間では、別件既契約につき払済保険への変更の時期を 7 か月先送りにされたり、保険料の虚偽説明がなされたりした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の約款上、平成 26 年時点に遡って払済保険への変更を行ったとしても、払済保険契約の保険金額は原保険契約の死亡保険金額を超えないため、生存保険金は発生しない。約

款において、「原保険契約」と「主契約」という用語は明確に区別しており、主契約のみを指す場面では「主契約」という用語を用い、主契約及び特約を含む場面では「原保険契約」という用語を用いている。

- (2) 払済保険の案内に関して、ご契約のしおり等において払済保険に変更した場合の払済保険金額を記載し、適切な情報提供を行っている。もっとも、払済保険への変更は死亡保障自体が少なくなることが多く、また特約は消滅することから、現在の情報提供を超えて積極的に払済保険への変更について勧める義務はない。また、生存保険金は、払済保険への変更を行うに際して、死亡保障について、保険契約締結時に相手方において引き受けた範囲を超えて保障しないという観点から、いわば清算的意味合いで定められたものであるから、生存保険金についての案内をする義務はない。
- (3) 解約払戻金の案内に関して、申立人の要望を受け、令和6年10月時点の将来の解約払戻金の表を提供している。本契約のようなボーナス払併用タイプの場合は、将来価格表についてシステム対応ができないため、毎年送付することは困難である。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。